

2013年9月3日

報道関係各位

一般社団法人衛星放送協会
スカパーJSAT株式会社

埼玉県の実風被害を受けられた被災者への 9月の視聴料等の免除について

埼玉県における実風により被災されました皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CS 衛星放送事業に関わる 85 社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：和崎 信哉）とスカパーJSAT 株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：高田 真治）は、埼玉県における実風被害により、9月2日に災害救助法が適用された下記地域において、「スカパー！」を契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、9月の視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【埼玉県】

越谷市（こしがやし）

北葛飾郡松伏町（きたかつしかぐん まつぶしまち）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV 視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

以上

* 報道関係からのお問い合わせ先：

スカパーJSAT 株式会社 広報・IR 部

TEL：03-5571-7600

FAX：03-5571-1760

E-mail:pr@sptvjsat.com